

令和5年度 熊本大学新庄鷹義基金修学支援奨学金

熊本大学での修学を強く希望し、かつ、成績優秀な学生が、経済困窮を理由に学業継続や進学を断念することがないように経済支援を行うことを目的として創設した熊本大学独自の給付型奨学金制度です。

対象者

※令和5年度からは、令和4年度入学者までを対象とします。

次の(1)~(3)のすべてを満たす者としてします。

ただし、外国人留学生、非正規生、申請年度に休学又は留年している者を除きます。

- (1) 本学に入学（転入学、編入学又は再入学を含む。）後1年以上在学する学部学生
- (2) 熊本大学学則第89条に定める懲戒（訓告、停学、退学）を受けたことがない者
- (3) 学業優秀と認められる者

給付額

50万円／年度

- ✓原則返還は不要です。
- ✓前学期及び後学期に25万円ずつ支給します。

給付予定人数

文学部（2・3・4年次、各2名）※1
教育学部（2・3・4年次、各2名）
法学部（2・3・4年次、各2名）
理学部（2・3・4年次、各2名）
医学部医学科（2・3・4・5・6年次、各1名）
医学部保健学科（2・3・4年次、各1名）
薬学部薬学科（2・3・4・5・6年次、各1名）
薬学部創薬・生命薬科学科（2・3・4年次、各1名）
工学部（2・3・4年次、各4名）

選考方法

学部内におけるグレード・ポイント・アベレージ（GPA）その他の学業成績基準に基づき、所属学部で選考の上、学長が決定します。ただし、選考において家計状況等を考慮する場合があります。

申請期間

毎年4～5月頃を予定していますが、学部によって申請期間が異なります。（申請書類の提出が必要です。）

選考においては、熊本大学での学業成績が重要になります。
希望者は、優れた学業成績を修められるよう日頃から勉学に勤んでください。

留意事項

- ✓※1 選考の結果、給付予定人数に満たない場合があります。その場合、残余数は次年度に繰り越されます。
- ✓この奨学金を受給する学生（以下「奨学生」という。）は、支給期間終了時に修学成果報告書を提出する必要があります。
- ✓懲戒を受けた、休学・退学・除籍した等奨学生として適当でないと判断された場合、奨学生としての資格を取り消すことがあります。また、奨学生の資格を取り消した者について既に支給された奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。